

第605号
2019年3月8日

共同実施を断念させよう

東学



東京都学校事務職員労働組合
東京都新宿区高田馬場 3-14-14
03-3367-6783
東学 Web <http://tougaku.net/>

異動内示情報等での差別的取り扱いを是正せよ ～情報の所属長止まりも差別だ～

東学は、2月8日、都庁入退場手続き及び人事異動の内示情報の取り扱いに関し、都教委に「義務制学校事務職員に対する差別的取扱いの是正を求める要求書」を提出した。

都庁入退場時、義務制教職員のみが一般部外者と同様の扱いをされ、「来庁者受付票」に記帳後、受付で発行されるICカード「一時通行証」をゲートにかざして通過するという手続きを踏まなくてはならない。しかも昨年2月の機械化ゲート導入以前には、他局・都立学校の職員は職員証の提示による通過のほか都職員共済組合員証での通過も認められていた。義務制教職員だけが共済組合員証による通過を認められていなかった。

東学はこのような一連の差別的取り扱いに抗議するとともに、当面、共済組合員証・東京都人材支援事業団会員カードを利用した簡易な手続きを取るよう要求した。

また、他局・都立学校の職員はTAIMSにより、異動内示名簿の閲覧が可能。義務制学校事務職員のみ、異動内示名簿を閲覧できないという状況が続いている。都教委からの異動内示名簿が地教委から学校に送信されない、また送信されても学校長止まりで事務職員には情報が送られない場合があるからだ。東学は都教委に、地教委に対して各校への速やかな内示情報送信、またその際、内示情報が学校長止まりとならないことへの留意を要請するよう、要求した。

都は長年にわたり、県費負担教職員である義務制学校事務職員の任用等について行政系都職員（警察・消防を除く）と同一基準で行ういわゆる「任用一本化」政策を採ってきた。それならば、法令で別段の取扱いが定められているものを除き、基本的に他局の職員と同一の取扱いを行ってしかるべきだ。

義務制学校事務職員に対する差別的取扱いの是正を求める要求書 (前文略)

1. 都庁本庁舎入退場時、義務制学校事務職員を含む県費負担教職員に対してのみ、一般部外者と同様の手続きが課されている。
このような差別的取り扱いを直ちに是正すること。
当面、公立学校共済組合員証・(一財)東京都人材支援事業団会員カードを利用した簡易な手続きについて、庁舎管理者と調整すること。
2. 他局・都立学校職場においてはTAIMSにより人事異動の内示情報が閲覧可能であるにもかかわらず、義務制学校事務職員はほとんど情報の入手ができないという差別的状況が存在している。
昨年度は貴職からの要請により、地教委がイントラネットでの掲示を行うなど内示情報へのアクセスが可能となる地域が多くを占める改善が見られた。しかし中には、内示情報が学校長止まりの扱いとされたため、依然として事務職員が情報を入手できなかった地区も存在した。
内示時期には地教委に対し各校への速やかな内示情報送信を要請するなど、義務制学校事務職員が少なくとも学校関係の異動情報について、他局・都立学校より遅れることなくアクセス可能となる手段を講じること。その際、内示情報が学校長止まりとならないことに留意するよう、要請すること。

安易な事務職員への負担転嫁に警戒を ～1/25「学校における働き方改革(答申)」～

中央教育審議会は1月25日「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」を文科相に答申した。

学校徴収金については「未納金の督促等も含めた学校徴収金の徴収・管理については、基本的には学校・教師の本来的な業務ではなく『学校以外が担うべき業務』であり、地方公共団体が担っていくべきである」「特に学校給食費については公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきであり、それ以外の学校徴収金についても、公会計化に向けた取組を進めるべき」とし、文科省に対し、そのためのガイドラインの早急な作成と周知徹底などを求めている。そのことは評価できる。

しかしその一方で「仮に、学校が担わざるを得ない場合であっても、地域や学校の実情に応じて事務職員等に業務移譲すべきであり、教師の業務とすることは適切ではない」としていることには要警戒だ。給食費等の学校徴収金が現在、大半の自治体で私費会計として扱われていることは、地方自治法の総計予算主義に照らして違法である。また公費でない以上、その「業務」量は職員定数上も算定されず、よって教員・事務職員いずれの職務でもない。事務職員については、複数配置校等で校内での「話し合い」の上、やむなく「校務分掌」として分担してきた、という経緯があるにすぎない。

さらに公費でない以上、会計管理室のチェックも一切入らず、その分、校内チェックなど学校の事務処理が煩雑化、担当者の多大な実務的・心理的負担、最悪の事態としての着服や紛失等の不幸な会計事故も後を絶たない。

学校徴収金については公会計化を要求し、最低限、事務職員への安易な負担転嫁には反対しよう。

その他、答申で事務職員等への業務委譲について触れられているのは、地域ボランティアとの連絡調整(「主幹教諭や事務職員等」)、調査・統計等への回答等(「教師の専門性に深く関わるもの以外については事務職員等が中心となって回答」)、学校行事等の準備・運営(「事務職員や民間委託等外部人材等」)、支援が必要な児童生徒・家庭への対応(「(補正定数の要・準加配と合わせて県費の)事務職員が2名以上いる場合は、そのうちの1名にスクールソーシャルワーカーに準じた業務を担わせることも考えられる」)。

東京は都教委が標準定数法を無視して2014年度に事務職員の補正定数を廃止、定数充足率は全国最低レベル。

事務職員の過重負担には要警戒だ。

【Colum】

●1月25日に出された中教審の学校における働き方改革に関する答申では、教員の勤務時間について、一年単位の変形労働時間制を法制化すべきであるとも言われている。冗談じゃない。機械ならぬ人間の生理では一日の労働時間規制は必須であり、1年間で帳尻が合えばいいというものではない。

また「教員の話だから関係ない」というものでもない。それは基本的人権、生存権の問題からだ。

●国家公務員の定年延長では60歳以上の賃金水準は60歳以下の7割程度、将来的には50歳代から賃金カーブを抑制していく方向で検討が進められている。でもそれでは現役世代から不満が出るだろうからというので、「能力・業績」主義をもっと徹底するとの議論もできそう。しかし、ここでも今一度、生存権と賃金の関係について振り返るべきではないだろうか。「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」(憲法25条)

「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」(労働基準法1条)

●2月24日、辺野古新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票が行われた。結果は投票資格者の過半数を超える投票で、新基地建設反対72%と県民の圧倒的反対の意思が示された。政府は即刻、建設計画を中止すべきだ。

政府は外交・安全保障は国の専管事項、国の権限だから県民の意思など無視してもいいと考えているのだろう。しかし中央の権限とは元から国にあるわけではなく、地方から「委譲」されたものだ。権限の主体はあくまで地方であり、地域社会の住民だ。権限の一部を「委譲」するのが合理的だと住民が判断した時に中央政府に委ねる。それがそもそも憲法が謳う国民主権というものだ。

勘違いするなよ、安倍政権！